

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメントレポート

今回のテーマ： 電子記録債権と「でんさいネット」の活用

1. 概要

事業者（特に中小企業）の資金調達の円滑化等を図るために、平成19年6月に電子記録債権法が成立し（平成20年12月に施行）、電子記録債権制度が創設されました。施行後は、大手金融機関は、主に大手企業を対象とした電子記録債権の活用等を目的に、個々に独自のサービスを提供してきました。

今般、一般社団法人全国銀行協会は、広く一般への普及を目的として、平成25年2月に電子記録債権制度のインフラとして「でんさいネット」をスタートさせました。そこで、本レポートでは、電子記録債権制度及び「でんさいネット」の有用性を視点に概要を説明します。

2. 電子記録債権の特徴とその効果

まず、電子記録債権とは、電子記録債権法に基づき、電子債権記録機関に電子記録がされることをもって、その発生や譲渡等の要件とする金銭債権です。つまり、従来は、紙媒体である手形や、「信用売り」としての掛けでの債権債務の認識をしていましたが、電子データとして記録・管理することで、債権債務の発生・消滅を認識することになります。この、電子記録債権の主なメリットは次のとおりです。

	特 徴	効 果
1	紙媒体のデメリットを克服 (管理コストの削減)	<ul style="list-style-type: none"> 手形の作成・交付のコストと手間を回避 電子記録にすることで、現物の盗難リスクを回避 →管理コストが削減でき、また、業務を効率化できます。
2	資金調達の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 電子債権の全部及び一部を分割譲渡が可能 印紙税はかからない。 →債権を利用した資金調達が可能となるため、適時の資金の需要に対応できます。
3	債権の存在・帰属の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 権利・義務の帰属が明確になる。 債権の二重譲渡リスクの回避 →債権管理が明確になるため、管理自体の煩雑性がなくなり業務が効率化します。

3. 「でんさいネット」の特徴と利用上の留意点

電子記録債権を簡単に利用するためのインフラとして「でんさいネット」が平成25年2月にスタートしました。この「でんさいネット」は、①手形的利用（従来の手形と同様の仕組を維持）②全銀行参加型（ほぼ全ての金融機関が参加）③間接アクセス形式（既存の金融機関を経由）が特徴となります。そのため、従来の取引の枠組みを変更する事なく、簡単に利用する事が可能であり、さらに、業務の効率化と資金調達の利便性を同時に享受することができます。一方で、「でんさいネット」の利用には主に次のとおりの留意が必要です。

- 利用には、本人のみならず、取引の相手方も利用者となる必要があります。
- 利用料は、窓口金融機関によって異なります。
- 取扱い債権金額は実務上の制約になることは少ないと思われませんが、制限があります（原則として、1万円以上～100億円未満で可能）。
- 他の金融機関（電子記録機関）で発生した電子記録債権は「でんさい」で利用できません。

お見逃しなく！

「でんさいネット」の利用によって、支払企業は、支払手段の一本化及び手形管理の省略化が図れる効果があり、納入企業は、手形管理の省略化、資金調達の利便性の向上、資金の自動入金による取立の不要化を図れる効果があります。また、金融機関にとっても、貸出債権、シンジケートローン債権の譲渡が可能となり、幅広い債権流動化手法のインフラとして活用される事が考えられます。